

香芝市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項、香芝市監査委員監査基準第14条第1項及び第17条の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和3年3月19日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中川 廣美

- 1 種類 香芝市監査委員監査基準第2条第1項第1号に基づく財務監査
- 2 対象 都市創造部（農政土木管理課）
- 3 執行 令和3年2月5日から令和3年2月25日まで
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。
- 5 実施内容 監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 6 結果 監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。また、一部の事務の監査において、中川監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥した。
- 7 要望事項 (1) 香芝市自給率向上推進事業補助金に関して、香芝市自給率向上推進事業補助金要綱第3条において、申請時に契約書の写し及び出荷の事実を証すべき書類の写しの提出を求めているが、香芝市補助金等交付規則に沿って申請や実績報告がなされていることから、事実を証すべき書類は申請時に提出させるものというよりは、実績報告時に提出させるべきものであると考えられる。
については、事実を証すべき書類の提出時期の見直しを含め、事務手続きの流れに適するように香芝市自給率向上推進事業補助金要綱の改正を検討されたい。
- (2) 工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第

1号の規定による少額随意契約の中に、契約金額が49万円で契約されているものが多数存在していた。その契約の多くは2者による見積もり合わせにより決定されていたが、出来る限り3者以上の業者による見積もり合わせを実施するなどして、より適正な工事価格による契約に努められたい。

- (3) 有害鳥獣の捕獲に協力された団体に対して支出されている謝礼金について、その謝礼金の根拠は、特に明確に定められているものではなく、謝礼金は有害鳥獣の捕獲に要する労務費から積算されて団体に支払われていた。当該謝礼金が個人ではなく、団体に対して支払われるものであるならば、その謝礼金についても、団体の有害鳥獣捕獲事業に関する事務経費等を考慮して、支払われる方が望ましいと考える。

については、謝礼金の根拠や支払い方法等の抜本的な見直しを検討されたい。